

# 令和2年厚木市農業委員会12月定例総会議事録

日 時 令和2年12月25日 金曜日 午後1時30分から午後2時10分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長  
13番 堀 池 春 夫 (議長)  
農業委員  
1番 市 川 和 典                      2番 松 野                      勝  
3番 野 口 政 夫                      4番 新 藤 悦 子  
5番 小 澤                      隆                      6番 梅 澤 清 子  
7番 難 波 博 文                      9番 山 川 宏 司  
8番 井 上 謙 治                      10番 松 前                      進  
11番 三 橋 澄 夫                      12番 早 川                      暁 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長  
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告12件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告11件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告2件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 6 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)
- 7 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 8 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)
- 9 議案第60号 新規就農者の認定について (1件)
- 10 議案第61号 農用地利用集積計画の決定について (24件)
- 11 議案第62号 農用地利用配分計画案の作成に係る意見について (1件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。  
これより、令和2年厚木市農業委員会12月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の難波博文委員と8番の井上謙治委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。  
今回報告する対象は、11月11日から12月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。  
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。  
法第4条につきましては、合計で3件、4筆、面積は2,132平方メートルでございます。  
法第5条につきましては、合計で9件、19筆、面積は3,138.87平方メートルでございます。  
法第4条及び第5条の総計は、12件、23筆、面積は5,270.87平方メートルでございます。  
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。  
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、11月11日から12月10日までに受け付け

したもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は8人、農地の所有権を取得された相続人は11人、筆数は48筆、面積は25,899平方メートルでございます。あっせん希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について、御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

農地の所在地は戸田字橋外1筆、登記地目は田、面積は967平方メートルでございます。

貸人は戸田にお住まいのAさん、借人は戸田にお住まいのBさんでございます。

令和2年11月27日付けで貸人の都合により合意解約がされ、同日に農地の引渡しがあり、同年12月8日付けで解約通知書が提出されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について、御報告いたします。

御報告する案件は2件でございます。

1番でございます。

本件につきましては、令和2年11月18日付けで横浜地方裁判所小田原支部民事部裁判官から土地の現況について照会があったものです。

土地の所在は下川入字一ノ域1筆、地目は畑、面積は114平方メートルでございます。

所有者は、下川入にお住まいのCさんです。

調査しましたところ、当該地は市街化区域内の土地で、現況が非農地であり、平成11年8月4日付けで農地法第5条第1項第3号の規定による農地転用届出を受理していることを確認しております。

2番でございます。

本件につきましては、令和2年11月19日付けで横浜地方裁判所小田原支部民事部裁判官から土地の現況について照会があったものです。

土地の所在は愛名字島崎2筆、地目は全て畑、合計面積は1,146平方メートルでございます。

所有者は、中荻野の株式会社Dです。

調査しましたところ、当該地は市街化区域内の土地で、現況が非農地であり、平成29年5月9日付けで農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出を受理していることを確認しております。

国からの通達に基づき、地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いに準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件です。

1番でございます。

申請者は、町田市金井町にお住まいのEさん。

対象地は小野字堀合1筆、登記地目は畑、面積は571平方メートルです。

当該土地は、明治末期に農地の一部に住宅が建築され、昭和33年頃に建て替えられ、さらに、昭和48年12月に増築され、以降現在に至っているもので、平成22年撮影の航空写真で宅地化していることが確認できております。

証明願提出に先がけ、事前に相談があったため、これまでの経過を踏まえ、7月6日、三橋委員

立合いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、11月26日付けで非農地証明を交付したものでございます。

なお、当該土地は、筆の一部が宅地化していたため、その区域を分筆し、証明願が提出されたものであることを申し添えます。

続いて2番でございます。

申請者は、千葉県船橋市飯山満町3丁目にお住まいのFさん。

対象地は飯山字堀切1筆、登記地目は畑、面積は675平方メートルです。

当該土地は、昭和37年2月頃、東側に隣接する土地に住宅が建築された際、住宅敷地として一体的に利用されてきたものです。

平成23年度固定資産(土地)評価証明書で宅地課税されていることが確認できることから、11月16日、山川委員立合いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、11月27日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に3番でございます。

申請者は、上荻野にお住まいのGさん。

対象地は上荻野字久保2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は587平方メートルです。

当該土地は、昭和60年6月頃までは申請者の父により耕作されていましたが、その父が平成8年に死亡した以降、耕作されないまま放置され、山林化し、現在に至っているものです。

平成16年当時の現況写真及び平成22年撮影の航空写真で山林化していることが確認できることから、12月10日に難波委員の立合いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、12月14日付けで非農地証明を交付したものでございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

## 〈専任主幹〉

ただいま議題となりました、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は6件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は戸田字橋外1筆、地目は田、面積は967平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのAさん、受人は戸田にお住まいのHさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、妻及び長男の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は関口字才戸1筆、地目は田、面積は246平方メートルでございます。

渡人は関口にお住まいのIさん、受人は関口にお住まいのJさんです。

耕作上の利便を図るための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人のみです。

続いて3番でございます。

対象となる農地は及川二丁目1筆、地目は田、面積は755平方メートルでございます。

渡人は下荻野にお住まいのKさん、受人は及川1丁目にお住まいのLさんです。

耕作上の利便を図るための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は及川字小山2筆、地目は全て畑、合計面積は682平方メートルでございます。

渡人はみはる野2丁目にお住まいのMさん、受人は相模原市中央区上溝にお住まいのNさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び刈払機等。

労働力につきましては、本人及び臨時雇用人3人の計4人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は中依知字相模崎1筆、地目は田、面積は963平方メートルでございます。

渡人は中依知にお住まいのOさん、受人は金田にお住まいのPさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、夫及び子の夫の3人です。

最後に6番でございます。

対象となる農地は上荻野字関谷1筆、地目は畑、面積は814平方メートルでございます。

渡人は上荻野にお住まいのQさん、Rさん及びSさんです。

受人は上荻野にお住まいのTさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

1番から6番までの全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積について、基準を満たしているものです。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

6番ですが、現地を見たところ、農地内で段差がありました。

営農計画及び受人の営農状況をもう一度確認させていただきたいと思います。

<専任主幹>

当該地では露地野菜の利用が予定されております。

また、受人は現在約3,700平方メートルの畑で耕作を営んでおり、効率的に耕作されると認められます。

<市川委員>

4番ですが、農地への進入路が隣地の住宅であるように見受けられます。トラクターや耕うん機が利用できるのかを含め、営農計画を確認させていただきたいと思います。

また、この進入路としての利用について、住宅敷地の権利者と契約等を結ばれているのでしょうか。

<専任主幹>

隣地の住宅は当該地の渡人の所有地になります。住宅敷地と農地の間に高低差があるため、トラクター等の進入は難しいと思われませんが、受人は相模原市等で広く農業を効率的に行っていることから、耕作に問題はないと判断しております。

また、進入路としての利用については、受人及び渡人の連名で承諾書が提出されております。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

<議長>

続きまして、日程7、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

初めに、営農型太陽光発電設備における一時転用の概要について説明させていただきます。

営農型太陽光発電設備とは、容易に撤去できる支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するもので、転用面積は支柱部分及び付帯設備分となります。

下部の農地における営農の適切な継続を前提とするもので、太陽光パネルの角度、間隔等が農作物の生育に適した日照量を保つ設計であるほか、支柱の高さや間隔が農業機械等を効率的に利用して営農する空間を確保できるものである必要があります。

農地転用の許可がされた後は、農作物の収穫状況を毎年2月末までに報告することになっており、知見を有する者が確認をし、地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合や農作物の品質に著しい劣化が生じている場合は、必要な改善措置を迅速に講ずる必要があります。

また、適切な営農が継続されていれば、一時転用許可期間の満了前に再度許可申請を行い、許可期間を更新することも可能となります。

それでは当該申請について、御説明いたします。

対象となる農地の所在は中荻野字寺之下3筆、地目は全て畑、合計面積は1,615平方メートルの内1.99平方メートルです。

申請人は座間市東原4丁目にお住まいのUさんです。

本件は、営農型太陽光発電設備の設置を目的として、許可日から3年間の一時転用許可申請です。農地区分は第1種農地で、原則として転用の許可ができない農地に該当しますが、本申請のように支柱を立てて営農を継続する発電設備の一時転用の場合は、例外的に許可ができることとなっております。

申請人は、平成29年に申請地を相続し、農地の有効な活用方法として営農型太陽光発電事業に興味を持ったため、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び南側は畑、北側は宅地に接しております。

設備につきましては、太陽光パネル用の支柱60本及びV株式会社に電力を送るための支柱2本及び太陽光パネル178枚で、年間約88,000キロワットアワーの発電を見込んでいます。

支柱の最低地上高は2メートル、最高地上高は3メートルとなっており、支柱の間隔は3.8メートルから4.2メートルとなっております。



遮光率については46.66パーセントとなっており、パネル下部で生育する作物である渋柿の光合成の光飽和点となる照度が約40,000ルクスであるのに対し、約140,000ルクスの照度を得ることができるため、営農には支障ない旨の資料が添付されております。

また、申請人は約30年間の農作業経験があり、渋柿の管理については、山梨県の農地所有適格法人である合同会社Wが営農を支援する計画となっております。

なお、申請者は令和2年3月に下荻野字寺ノ下2筆で営農型太陽光発電設備の許可を受け、令和2年10月から営農を開始しております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題はないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

<難波委員>

初めに、申請人が、営農型太陽光発電設備を目的として以前に許可を受けた農地につきましては、適正に管理されておりましたことを御報告いたします。

本件申請については、申請地の一部には太陽光パネルを設置しない計画となっております。現地を確認したところ、陽が当たらないためと思われそうですが、その部分についても適正に管理をするよう指導していただきたいと思えます。

<農地管理係主事>

太陽光パネルを設置しない箇所につきましては、隣接する住宅及び林により、十分な日射量が確保できないため、当該箇所には、申請人が露地野菜を耕作するという計画となっております。

<市川委員>

現在、当該農地は、どのように利用されているのでしょうか。

<農地管理係主事>

現地を確認したところ、荒廃はしていないものの、細かな砂利や石が入っており、耕作はされていない状況でございます。

当該申請に当たり、太陽光パネル設置の施工時にこうした砂利等を除去する計画となっており、許可後は適正に管理するものと認められます。

<市川委員>

現在、耕作がされていない状況にあって、今後適正に利用されるのか疑問でしたので、質問させていただきました。

<農地管理係主事>

管理につきましては、申請人が合同会社Wと20年間の営農支援契約を結んでおり、今後適正に管

理されるものと認められます。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程8、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます

対象となる農地の所在は下荻野字牛久保6筆、地目は畑、合計面積は5,284平方メートルの内2,752.06平方メートルです。

借人は山際の株式会社X、代表取締役Yさん、貸人は中荻野にお住まいのZさん、中荻野にお住まいのaさん及び下荻野にお住まいのbさんです。

本申請は、使用貸借権の設定による農地造成のための一時転用許可申請です。

当該案件は、申請地が周辺農地に比べ低くなっているため、雨水が流入し、困っている旨の相談を市が受け、申請地の農地造成に係る入札を行ったところ、株式会社Xが落札したものです。

農地区分は農用区域域内にある農地で、原則として転用の許可ができない農地に該当しますが、本申請のように耕作地の利便性を向上させるための農地造成に伴う一時転用の場合は、例外的に許可ができることとなっております。

申請地の東側は道路、西側、南側及び北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと申請地を最大60センチメートル程盛土し、周辺との高低差をなくした上、混入している石等を除去し、耕作の利便性を向上させる計画となっております。

造成に当たっては、申請地東側で行われた下荻野牛久保農道整備事業により、発生した土砂を利用いたします。当該土砂については、土質検査を行った上で、周辺農地の所有者及び当該地区の生産組合長から施工の同意を受けております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和2年12月15日に、役員及び地元農業委員である難波委員並びに事務局職員で現地確認を行っております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程9、議案第60号「新規就農者の認定について」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第60号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

申請人は、小野にお住まいのcさんです。

申請人は、d専門学校が行う園芸本科課程の研修を修了しており、新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第4号の要件を満たしているものです。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、新規就農者認定基準に関する要綱第3条第2項に掲げる要件を全てを満た

しているものと認められます。

耕作予定農地は小野字神明前2筆、地目は全て畑、合計面積は707平方メートルでございます。  
通作距離は自宅から800メートルです。

スイートコーン、ピーマン、キャベツなどの露地野菜の作付けを予定しております。

年間の所得目標は400万円。販路といたしましては、JAあつぎの共同出荷及び夢未市等の直売所を予定しております。

今後、安定的な農業経営を図るため、新規就農者として認定を受けようとするものです。

説明は以上になります。よろしく御審査たまわりますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第60号「新規就農者の認定」については、原案のとおり新規就農者として認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第60号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

<議長>

続きまして、日程10、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

本議案は1番から24番までございますが、1番につきましては、三橋澄夫委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、三橋委員の退室を求めます。

[三橋委員 退室]

<議長>

それでは、日程10、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第56号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申

し上げます。

借人は小野にお住まいのeさん。

申出地は小野字神明前2筆、地目は全て田、合計面積は383平方メートルです。

利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

本件については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで三橋委員を入室させてください。

[三橋委員 入室]

<議長>

続きまして、本議案の2番につきましては、新藤悦子委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、新藤委員の退室を求めます。

[新藤委員 退室]

<議長>

それでは、日程10、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の2番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の2番について、御説明申し上げます。

借人は上依知にお住まいのfさん。

申出地は恩名一丁目3筆、地目は全て田、合計面積は2,646平方メートルです。

利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

本件については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の2番については、原案のとおり決定されました。

ここで新藤委員を入室させてください。

[新藤委員 入室]

<議長>

続きまして、日程10、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番までについて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番までについて、御説明申し上げます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、22件、34筆、28,589平方メートルで、その内新規設定は16件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、賃借権が1件、1筆、483平方メートル、使用貸借権が21件、33筆、28,106平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が15件、25筆、18,209平方メートル、畑が7件、9筆、10,380平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻が12件及び普通畑が10件でございます。

契約期間別の件数につきましては、3年間で19件、6年間で1件及び9年間で2件でございます。

3番から24番までについては、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番までについては、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第61号「農用地利用集積計画の決定」の3番から24番までについては、原案のとおり決定されました。

<議長>

続きまして、日程11、議案第62号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第62号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」について、御説明申し上げます。

神奈川県農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地の利用配分を行うた

め、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、農用地利用配分計画案の作成を行うよう市に求めております。

市が当該計画案を作成するに当たり、同条第3項の規定に基づき、農業委員会が意見を求められているものでございます。

お諮りする案件は1件でございます。

権利の設定を受ける者は、座間市入谷東3丁目にお住まいのgさんでございます。

権利を設定する農用地は下依知字御岳1筆、地目は畑、面積は1,160平方メートルでございます。

利用目的は普通畑、6年9箇月の賃借権の更新設定でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第62号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」について、原案のとおりで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

<議長>

御異議なしと認めます。

よって、日程11、議案第62号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」については、意見なしとして回答することに決定いたしました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年厚木市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

令和2年12月25日

議 長

---



議事録署名人

---

議事録署名人

---